

チーム第三中だより

令和5年 6月号

校長 堤 周作

「広島」で思う

GW に部活動の試合が彼方此方で開催され、先生たちから勝った喜びや負けた悔しさを聞き、生徒たちの活躍に目を細めていました。私も数学の教員だった頃は、野球部で部員を鼓舞し、時には強豪チームを倒し優勝して喜び合ったり、負けて落ち込んだりしていた事を思い出します。その頃の教え子たちも今は、立派な社会人や親となり、何人かは教職について活躍しています。本校で開催されている試合で三中の応援に夢中になる一方、先生たちに十分な休みを取らせられていない現実も目の当たりにし、複雑な気持ちで自分も仕事をしていました。



ところで、三中に赴任してすぐ、6月の修学旅行が広島、宮島、江田島、福山と聞き、「5月開催の“G7 サミット”会場そのものでタイムリーだなあ」と驚きました。5/19~21 に、先進7か国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、日本）と EU の首脳が集い、後半の会合には、インド、韓国、ブラジル、インドネシア等の首脳も招かれていました。しかし実際の広島サミットは、その驚きを遥かに凌駕し、歴史に刻まれるものとなりました。

隣国ロシアの侵略を受け、たくさんの国民が死傷したり、建物が破壊されたりして、今まさに戦争を戦っているウクライナのリーダー、ゼレンスキー大統領の電撃的な訪問。世界で最初に原子爆弾を落とされ復興を遂げた、平和を象徴する街「広島」への訪問の意義は、非常に大きいものでした。ゼレンスキー大統領は演説で、原爆資料館で見た被爆後の広島の惨状に触れ、「ロシアの爆弾や大砲で焼け野原になった我々の街の廃虚と似ている」と述べ、具体的には、原爆の熱線によって残った「人影の石」の写真を見て「戦争でウクライナをこの影のようにしようとしている」と語り、ウクライナ東部の街バフムトについて「破壊された広島の写真がバフムトに似ている。何も生きているものがない。全ての建物が破壊されている」と指摘しました。また、原爆での罪のない広島の子どもへの被害や、現在のウクライナの戦争で子どもが連れ去られていることについても触れて、「なぜ子どもにこのようなことができるのか」と嘆きました。その上で、「今の広島は再建した。ウクライナの街並みも早く再建できることを夢見ている」「広島は原爆（が落とされた際）の街と今の街を比較できた。バフムトも将来、このような再建が必ずあるということだ」と断言し、「人類の歴史に戦争はあってはならない」と述べて、ウクライナも広島と同様に復興できるよう、日本など各国に支援を訴えました。

7日からの修学旅行、3年生とともに、世界各国の首脳も見た資料館、献花した平和記念公園の慰霊碑、伝統の宮島等、世界中が注目した歴史的な足跡をたどり、昔起こった事、今も起こっている事に思いを馳せ、感じ、超難しい解決方法を、少しでも考えていきたいです。

6月の行事予定

部活終了時間：17:15 最終下校時間：17:30

日	曜	給食	終業	部活	行事予定
1	木	230	15:35	230	1年宿泊学習（鉢伏） SC
2	金	230	15:35	230	1年宿泊学習
3	土				
4	日				
5	月	○	14:35	×	給食申込開始 会議日
6	火	○	15:20	120	班長会議 3年生は修学旅行前日のため、下校が少し早まる予定です
7	水	120	15:35	120	3年修学旅行（広島方面）
8	木	120	15:35	120	3年修学旅行 SC
9	金	120	15:35	120	3年修学旅行
10	土				
11	日				
12	月	○	14:35	×	心臓検診2次 SC 会議日
13	火	○	15:20	×	専門委員会
14	水	○	15:20	×	テスト一週間前
15	木	○	15:20	×	歯科検診 質問教室 給食申込〆切 SC
16	金	○	15:35	×	質問教室
17	土				
18	日				
19	月	○	14:35	×	会議日
20	火	○	15:35	×	
21	水	×	11:50	×	期末テスト 学校諸費口座(再)振替日
22	木	×	11:50	×	期末テスト
23	金	×	11:50	×	期末テスト
24	土				
25	日				
26	月	○	14:35	×	会議日
27	火	○	15:35	○	
28	水	○	15:35	○	
29	木	○	15:35	○	午後市生徒指導シンポジウム（幼小中、PTA） SC
30	金	130	15:35	130	2年校外学習（神戸）

※水泳の授業は6月中旬より実施の予定です。ご準備をお願い致します。

【お知らせ】

5月8日付で富田林市教育委員会が通知した【新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の教育活動について】の、1.5類移行後の主な内容 において、「出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなります」とあります。

それに加え、文部科学省から、「出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨する」との通知も発出されています。併せてご協力をお願い致します。